

名家連ニュース

平成 29 年 4 月 21 日 (金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 458 号

各種統計から浮かび上がる手帳3級の方々の生活実態

《厚生労働省が発表した雇用されている障害者の数》

・ 厚生労働省が平成 28 年 12 月 13 日に発表した 474,374 人の障害者雇用者のうち、身体障害者は 327,600 人、知的障害者は 104,746 人、精神障害者は 42,028 人 (8.86%) です。



・ 特例子会社の障害者雇用では、身体障害者は 10,277 人、知的障害者は 13,815 人、精神障害者は 2,888.5 人 (10.7%) です。※短時間労働は 0.5 人で換算されています。

(注) 精神障害者は、既に平成 18 年 4 月 1 日から実雇用率に算定されています。

《愛知県の民間企業(常用労働者 50 人以上の企業)の障害者雇用状況》

【参照資料】愛知労働局発行「平成 27 年障害者の雇用状況と支援」ブック

・ 障害者雇用数は 26,243.5 人。内訳は、身体障害者 19,334.5 人、知的障害者 5,348.5 人、精神障害者 1,560.5 人となっており、全体の 6%にも満たない状況となっています。



《愛知県の精神障害者保健福祉手帳所持者数》

【参照資料】平成 28 年度愛知県及び名古屋市精神保健福祉センター年報資料

1 級 (重度)	2 級 (中度)	3 級 (軽度)	合計
5,578 人 (9.8%)	36,864 人 (65.2%)	14,126 人 (25.0%)	56,568 人

◆ 愛知県の手帳所持者数は、知的障害者より精神障害者の方が多くなっています。しかし、精神障害者の雇用者数は、他障害者と比較にならないほど低く、手帳 3 級所持者数の僅か 9%という状況です。

◆ 障害基礎年金や医療費助成制度の対象から除外され、雇用にも繋がっていない手帳 3 級の方々の生活実態は、皮肉にも「公の機関の統計資料」が具体的数値で「その悲惨さ」を告発しているのです。

《障害者の生活保護受給状況》

厚生労働省の 2014 年調査では、障害者世帯は、82.9%が単身。世帯主の平均年齢は 52.4 歳。世帯主の障害の種類は、精神障害 49.4%、知的障害 8.1%、身体障害 42.5%で、世帯主の 9.1%が入院、4.3%が施設入所です。また、障害者世帯であっても、51.7%は無年金です。



傷病者世帯は、78.1%が単身。世帯主の平均年齢は 54.5 歳。世帯主の傷病は、精神病 33.9%、アルコール依存症 2.8%、その他 63.4%です。

◆ 精神病やアルコール依存症なのに障害者にカウントされていないのは、生活保護制度上の障害者として扱う目安が障害基礎年金 2 級以上の状態としているためです。従って、障害等級 3 級の方々は傷病者扱いとなり、生活保護の障害者加算の対象からも除外されてしまうのです。

《参考：生活保護の精神障害者に対する障害者加算額》

- | | | | |
|-------------|----------------|----------------|----------------|
| 1. 障害年金 1 級 | 1 級地は 26,750 円 | 2 級地は 24,880 円 | 3 級地は 23,010 円 |
| 2. 障害年金 2 級 | 1 級地は 17,820 円 | 2 級地は 16,590 円 | 3 級地は 15,340 円 |